亀岡市議会議長 西口 純生 様

亀岡市議会議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会基本条例の検証について(答申)

平成27年3月9日に貴職から諮問を受けました亀岡市議会基本条例の検証については、同条例第24条の規定に基づき、今年度、議会運営委員会において、下記のとおり条例の目的達成状況の検証及び見直しの検討を行い、その結果をまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1 条例の目的達成状況の検証について

(1)検証の実施について

検証は自己評価によるものとし、条項ごとに、関連する具体的方策、現状の課題等を確認したうえで、3段階(A達成・B一部達成・C未達成)で各条項の目的達成状況を評価した。また、各条項における今後の方向性について、「継続」・「取組検討」・「条項改正」等の区分に分類し、見直しの検討項目の抽出を行った。

- (2) 各条項の達成状況の検証結果及び今後の方向性の分類結果について 別紙「議会基本条例検証結果一覧」のとおり
- <検証結果の概要>

評価の結果(全45項目)

・A (達成): 4 2 項目

・B (一部達成): 2項目

・C (未達成): 該当なし

・評価対象外:1項目

今後の方向性の分類結果について

- ・「継続」: 40項目(うち特に意見を付したもの:<u>5項目</u>)
- ・「取組検討」等:<u>5項目</u>(「条項改正」を含む)

今後の方向性に関して特に意見を付した項目等について (上記10項目(あらかじめ議会活性化項目にしている意見を除く。))

条項	趣旨	分類結果	方向性の意見
6	積極的な情報 公開	A 継続	○議会活性化項目に追加・議場システムの老朽化更新・委員会中継(配信)の拡充・会議録のタイムリーな公開
7	議会報告会の 開催	A 取組検討	○後日回答、意見処理対応等の取扱について、議運の意見を広報広聴会議に送付し、 検討を依頼する。
7	意見交換会の 開催	A 継続	○意見交換会の目的を明確化し、取組方法 に関して整理するよう、広報広聴会議に 報告する。
9	予算及び決算 審査資料	A 継続	○追加資料を請求した事項については、次 年度以降の説明資料作成に配慮されるよ う、議長から市長に申し入れる。
10-2	閉会中の文書 質問	A 条項改正 取組検討	○現行の会期制のもとで導入目的を実現する手法として、議会を実施主体に改め、 運用を検討する。
13	定例会の回数 及び会期	A 継続	○通年議会の導入検討(議会活性化項目) に「2期制」を含め、会期の見直しを継 続して検討する。
14	議案審議にお ける自由討議	概ねA 取組検討	○議案審査等における委員間討議の実施要 領を運用基準で整備する。
14	政策立案等の 積極化	B 取組検討	○政策研究会のあり方を検討する。
1 5	委員会の調査	B 取組検討	○監査委員は常任委員に就任する。 ○正副委員長任期は、当面申合せのとおり 運用し、来期における見直しとする。
1 6	効果的な広報 広聴	A 継続	○条文に沿って今後どのように充実するの かという課題がある。

2 見直しの検討(今後の方向性)について

上記10項目の意見に基づき、見直しの検討事項を抽出して、今後の方向性に関する具体的な方策等を検討した。

(1)見直しの検討事項、検討結果について

情報公開、情報提供の推進について(第6条第2項関係)

	議会中継に係る議場設備の老朽化更新、委員会中継(配信)の拡充
検討事項	及び会議録作成処理の検討
	議会映像配信の運用におけるスマートデバイス対応
	既設設備の老朽化(安定性の確保)への対応については、議会中継
	の契約更新(改選期 (H31.1)) と合わせて見直しを図る必要がある。
検討趣旨	ただし、最近のスマートデバイスの利用変化や最新ブラウザの普及を
	踏まえ、映像視聴の利便性が図れない状況が続くことから、現状でそ
	れらへの対応を検討する。
	議会活性化項目に追加して検討する。
検討結果	来年度からスマートデバイスに対応することとし、過去映像の配信
(方向性)	については、直近1年分のみをデータ移行する。
	(平成29年度当初予算要望)

議会報告会の開催について(第7条第1項関係)

一般公共日本の所住にフィーで(カイボカーを表示が)		
検討事項	回答方法、意見処理対応等の取扱い	
検討趣旨	議会報告会の意見対応に関して、当日回答できない場合や議員個人の見解を問われた場合の対応、議会活動への反映のしくみ等を明確化すべきである。議会基本条例運用基準を整備するため、広報広聴会議に検討を依頼する。	
検討結果 (方向性)	広報広聴会議の検討結果を踏まえ、運用基準の整備を検討する。 (議会基本条例運用基準の整備)	

意見交換会の開催について(第7条第2項関係)

検討事項	意見交換会の目的、取組方法の整理
検討趣旨	意見交換会の開催に関して、その目的や取組方法を整理すべきであることを広報広聴会議に報告し、検討を依頼する。
検討結果 (方向性)	広報広聴会議の検討結果を踏まえ、運用基準の整備を検討する。 (議会基本条例運用基準の整備)

予算及び決算審査資料について(第9条第2項関係)

	検討事項	追加資料を請求した事項については、次年度以降の説明資料作成に
		配慮されるよう、議長から市長に申し入れる。
	検討結果	決算審査の総括を踏まえて対応する。
	(方向性)	次昇番旦の総位を始よんと対心する。

文書質問について(第10条の2関係)

検討事項	現行の会期制のもとで文書質問の導入目的を実現するため、議会を 実施主体に運用を改める場合の制度構築
検討趣旨	閉会中における議員の質問権の行使は、法制上では事実上の取扱いとなること、また、制度の導入目的の実現に向けては議会の調査機能の拡充により取組むべきことから、議会を実施主体として、閉会期間中においても議会の権限として実施できる具体的な方策を検討する。 その結果に基づき、条文改正案を検討する。
検討結果(方向性)	文書質問制度は、議会の調査権限により実施するものとしてその制度設計を改め、委員会の閉会中の継続審査等を活用して実施するものとする。また、議会の意思形成は、議会運営委員会又は所管委員会の決定によることを基本として、具体的な実施方法等は、議会基本条例運用基準で整備する。 条文規定については、文書質問制度を柔軟に運用していけるような内容に見直し、条例改正を提案する。 (議会基本条例の一部改正・議会基本条例運用基準の整備)

会期の見直しについて (第13条関係)

検討事項	2 期制の導入検討
検討結果 (方向性)	議会活性化項目(通年議会の導入)に追加して、検討する。

議員間自由討議について(第14条第2項関係)

検討事項	議案審査等における委員間討議の実施
検討趣旨	討議の目的を議員間で共有した上で、実質的な討議が行われ、円滑 な議事運営がなされるよう、議案審査における委員間討議の実施要領 を検討する。

検討結果 (方向性)

委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を、運用基準で明 確化する。

(議会基本条例運用基準の整備)

政策研究会のあり方(第14条第3項関係)

検討事項	政策研究会の位置付け
検討趣旨	政策研究会の結成・活動の柔軟性を重視するため、平成28年3月、会議規則を改正して「協議調整の場」から削除したことにより、現在は活動上の位置付けがない状態となっている。 政策研究会のあり方を見直し、必要があれば議会基本条例への位置付けを検討する。
検討結果(方向性)	これまでの結成・活動実績等を踏まえ、政策研究会は、会派活動の 延長上の活動形態とみなすものとする。ただし、基本条例に規定する ことにより、議員として政策立案に積極的に取組む姿勢がより明確と なり、議員活動として支援されることから、議会基本条例の会派規定 に次いで、新たに政策研究会を規定する内容で条例改正を提案する。 また、その活動は政務活動費の範囲で対応するものとして、結成方 法、活動内容等を運用基準で明確化する。 (議会基本条例の一部改正・議会基本条例運用基準の整備)

監査委員の常任委員就任等(第15条関係)

検討事項	監査委員の常任委員就任
検討趣旨	現在、監査委員は常任委員会に所属しないこととしているが、実際には常任委員会に参加している現状があり、行政視察への同行・会議出席時の取扱いや、議会人事・構成の変更の複雑化・不安定性等が問題となっている。 常任委員就任義務の立法経緯や議員定数削減等を踏まえ、委員会の体制整備、議員の職務権限の発揮を図る観点からも、常任委員に就任する方向で見直しを検討する。
検討結果 (方向性)	議長を除き議員は常任委員会に所属するものとして、環境厚生常任 委員会の定数を変更することとし、委員会条例の改正を提案する。 また、常任委員の任期満了による改選手続きへの影響等も考慮し、 現監査委員の常任委員会所属は、平成29年1月からを予定とする。 (委員会条例の一部改正)

多様な手段を活用した効果的な広報広聴(第16条関係)

検討事項	議会映像配信スマートデバイス対応(検討事項)を踏まえ、市議会だよりのスマートデバイス対応ソフトの導入
検討趣旨	検討事項 「情報公開、情報提供の推進について」の検討趣旨と同様、市議会だよりのスマートデバイス対応について導入を検討する。
検討結果 (方向性)	議会映像配信スマートデバイスとの連動を視野に、市議会だよりのスマートデバイス対応版を導入する。 (平成29年度当初予算要望)

(2)見直しの検討結果に基づく所要の措置について

以上の検討経過を踏まえ、議会基本条例第24条の規定に基づく所要の措置として、今後、次の事項を講じるものとする。

議会基本条例の一部改正(平成28年12月定例会で提案)

- ・閉会中の文書質問(第10条の2)の改正
- ・政策研究会の追加(第5条(会派)と関連して規定(第5条の2新設))

議会基本条例運用基準の整備

- ・議会報告会の意見対応等の明確化(第7条)
- ・議会を主体とした文書質問の実施方法等(第10条の2)
- ・政策研究会の結成・活動方法等(第5条の2)
- ・議案審査における委員間討議の実施方法等(第14条第2項)

委員会条例の一部改正(平成28年12月定例会で提案)

- ・議長を除く議員の常任委員就任規定の追加(監査委員の常任委員会所属)
- ・環境厚生常任委員会の定数変更(1人増)

平成29年度予算要求

・議会映像配信及び市議会だよりのスマートデバイス対応

議会活性化項目に追加して検討

- ・議会中継に係る議場設備の老朽化更新・委員会中継(配信)の拡充
- ·会議録作成処理(効率化)
- ・会期の見直し(2期制の導入)